

# 八尾市介護保険特定福祉用具販売事業者受領委任払い取扱確約書

令和 年 月 日

(あて先) 八尾市長

届出者 所在地  
事業所名称  
代表者氏名

八尾市の介護保険制度における特定福祉用具購入費の支給に関して、事業者の登録及び受領委任払いの取扱いを申し出るにあたり、下記の事項を遵守することを確約します。

## 記

### (基本的事項)

1. 平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号に定められた介護保険給付の対象となる福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）の提供に関しては、関係法令、通知、及び本市の要綱等を遵守します。
2. 被保険者が、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・調整等を行い、福祉用具を購入することにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めます。
3. 事業にあたっては、八尾市、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
4. 要介護者等の意志及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供に努めます。

### (受給資格の確認等)

5. 要介護者等から、当該特定福祉用具購入を求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって八尾市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定をされていること、給付制限の有無を確認します。

### (自己負担額の受領等)

6. 福祉用具購入費については、自己負担額の支払いを要介護者等より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しません。また、納品及び自己負担金の受領後、要介護者等へ領収証を発行します。

### (保険給付の請求)

7. 特定福祉用具購入費のうち保険給付される部分の費用については、要介護者等により署名・捺印された支給申請書、領収証（原本）、パンフレットを添付したうえで、保険者に請求します。また、請求にあたって保険給付外の費用を請求しません。

(記録の整備)

8. 特定福祉用具購入に関する記録を整備し、福祉用具購入完結の日から5年間保存します。

(通知)

9. 特定福祉用具を購入する要介護者等が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知します。

- (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- (2) 正当な理由なく、当該特定福祉用具の納品や設置に関する指示に従わないとき。

(指導・調査等)

10. 市長が必要があると認めた特定福祉用具の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じます。

11. 関係法令、通達、本市の要綱等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従います。

(登録の取消等)

12. この遵守事項に違反した場合、事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに取扱いを取り消すこと、また、以後市長が定める取消期間中は登録事業者の取扱いを受けられないことについて、異議を唱えません。

(苦情処理等)

13. 要介護者からの苦情または相談があった場合、要介護者等の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。また、苦情に対しては、要介護者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。その他、当事業所において処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処します。

(賠償責任)

14. 特定福祉用具の提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により要介護者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、要介護者等に対してその損害を賠償します。

(秘密保持)

15. 事業所の職員は、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持します。また、職員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

(その他)

16. 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ます。